

施工体制台帳及び施工体系図の作成について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられています。

うるま市において平成28年度6月1日以降の事務処理等に当たっては、下記の事項について留意されるよう通知致します。

記

1 対象工事

施工体制台帳の作成等の対象となる工事は、下請契約を締結する全ての工事となります。

2 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

施工体制台帳及び施工体系図の作成については、建設業法第24条の7に定められ、施工体制台帳及び施工体系図の様式については特に定めがありませんが、建設業法施行規則第14条の2には「施工体制台帳の記載事項等」が、同規則第14条の6に「施工体系図」の記載内容が定められています。

(1) 施工体制台帳について

公共工事の受注者が下請負人と下請契約を締結するときは、その下請金額に関わらず施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を作成し、写しを発注者に提出しなければなりません。

施工体制台帳の添付書類（建設業法第24条の7第2項、規則第14条の4）

① 発注者（市）との請負契約書

○ 作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

② 下請契約書

○ 1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③ 元請主任技術者・監理技術者（専門技術者）関係

○ 主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面（監理技術者を専任の要する工事配置する場合には監理技術者資格証の写し）

- 主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等の写し）
- 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面

（２） 再下請通知書の添付

二次以下の下請業者がいる場合には、全ての下請に対する再下請通知の作成と発注者への通知を行い、契約書（注文書）の写しの添付が必要です。

（３） 施工体系図について

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければなりません。公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならないとされています。施工体系図の写しの提出義務はありません。

3 下請通知書（建設工事請負契約約款第7条）の取扱いについて

施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとなりましたので、それに伴い下請通知書（建設工事請負契約約款第7条）の提出を請求しないものとします。

【参考】

施工体制台帳等のチェックリスト【国土交通省】

<http://www.mlit.go.jp/common/001065137.pdf>

施工体制台帳、施工体系図等（平成27年4月1日以降に契約する建設工事において使用する作成例）【国土交通省】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

工事現場等における施工体制の点検要領【沖縄県土木建築部】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/sekoutaiseitenken.html>

4 下請に関する留意点

- ① 建築一式工事以外の工事では500万円（建築一式は1,500万円）以上の下請契約を締結している下請負者は、**建設業許可者**であることが必要です。工事費の積み上げには、取引に係る消費税及び地方消費税の額も含まれます。
- ② 重機等をオペレータ付きでリース契約をした場合、工事の完成を目的として締結する契約であれば、建設工事の請負契約となります。
なお、オペレータ付きでリース契約をした場合、リース会社から派遣され

るオペレータを建設業務に就かせることは、労働者派遣法に違反するおそれがあります。

③ 元請負者が作業員のみを他の業者から提供してもらう場合、下請契約書により下請業者としなければ、『労働者派遣法4条、職業安定法第44条』に抵触する場合がありますので、元請負者への聞き取り確認や労働者派遣法、職業安定法の確認などが必要です。

④ 建設業許可には一般建設業許可（以下一般）と特定建設業許可（以下特定）があり、特定業者は4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上の下請契約ができますが、一般業者は契約できません。

特定業者でかつ監理技術者が工事現場に配置をしている場合に限り、4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上の下請契約できます。そのため、監理技術者を配置しても一般業者である場合や、特定業者でも主任技術者のみを配置している場合などは、4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上の下請契約はできません。